

条例第 21 号

宇和島市病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 3 日

宇和島市長 関原文彰

宇和島市病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市病院等事業の設置等に関する条例（平成17年条例第204号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(経営の基本)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 第2条第2項の病院等の診療科目、病床数等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宇和島市立吉田病院</p> <p>ア 診療科目</p> <p>(ア) 内科</p> <p>(イ) 循環器内科</p> <p><u>(ウ) 外科</u></p> <p><u>(エ) 小児科</u></p> <p><u>(オ) 眼科</u></p> <p><u>(カ) 耳鼻咽喉科</u></p> <p><u>(キ) 泌尿器科</u></p> <p>(ク) 放射線科</p> <p><u>(ケ) 麻酔科</u></p> <p><u>(コ) リハビリテーション科</u></p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 第2条第2項の病院等の診療科目、病床数等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宇和島市立吉田病院</p> <p>ア 診療科目</p> <p>(ア) 内科</p> <p>(イ) 循環器内科</p> <p><u>(ウ) 心療内科</u></p> <p><u>(エ) 外科</u></p> <p><u>(オ) 皮膚科</u></p> <p><u>(カ) 眼科</u></p> <p><u>(キ) 耳鼻咽喉科</u></p> <p>(ク) 放射線科</p> <p><u>(ケ) リハビリテーション科</u></p>

イ 病床数 （ア） 一般病床 <u>52</u> 床 （イ） 療養病床 <u>48</u> 床 （3）～（5） （略）	イ 病床数 （ア） 一般病床 <u>40</u> 床 （イ） 療養病床 <u>34</u> 床 （3）～（5） （略）
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、第5条第2項第2号イの改正規定は、規則で定める日から施行する。